



宮崎労発基 0830 第1号

令和3年8月30日

宮崎県経営者協会 殿

宮崎労働局長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模  
事業者支援事業等の周知について（御依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮崎県最低賃金については、現行の時間給793円を28円引き上げ、令和3年10月6日から時間給821円に改定する予定です。

宮崎労働局では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の方々への支援策といたしまして、「業務改善助成金」及び「雇用調整助成金」の活用促進の周知に取り組んでおります。

つきましては、これらの支援策について、傘下の事業場等への周知、広報誌への掲載等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行う場合に、要した費用の一部を助成しています。

令和3年8月から助成対象となる設備投資の範囲の拡大、対象人数の拡充や助成金限度額の引き上げ等を行っております。

ぜひ、令和3年10月6日（予定）の最低賃金が引き上げられる前までに、ご活用をお願い申し上げます。

雇用調整助成金についても、業況特例（※1）及び地域特例（※2）の対象となる中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる場合において、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から同12月までの3ヶ月の間に労働者を休業させた場合に、休業規模要件を問わず雇用調整助成金を支給する特例（※3）を設けることといたしました。

（※1）生産指標が最近3ヶ月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少した事業主に適用される特

例。

(※2) 緊急事態措置を実施すべき地域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供等の自粛に協力する事業主に適用される特例

(※3) 本特例は休業のみが対象となり、教育訓練や出向は対象外。また、被保険者であるかを問わず、「緊急雇用安定助成金」として申請を行うことが必要。

なお、これらの助成金の問い合わせ先は、

①業務改善助成金(10月5日以前の活用をお願いします。)については、

⇒ 宮崎労働局雇用環境・均等室 (TEL 0985-38-8821)

又は

「みやざき働き方改革推進支援センター」(TEL 0120-975-264)

②雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、

⇒ ハローワークプラザ宮崎内

助成金センター(Tel0985-62-3125)

にお問い合わせください。

**【最低賃金問合せ先】**

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎

宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985-38-8836

Mail [chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)